

要望等へのお答え

20つくば広第222号
平成21年1月23日

つくば・市民ネットワーク
代長 阿部登代子 様

つくば市市長公室長 本位田 拓

平素から、市政に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。この度、お申し出のあった件につきましては、下記のとおりお答えいたします。

今後とも市政についてお気付きのことがありましたら、お聞かせくださいますようお願い申し上げます。

【件名】 2009年度予算・政策提案	【担当部課】 広報広聴課 029(836)1111(代) 内線2726
【お答え】 2009年度 つくば市予算・政策への提案	
市民参加と市民協働の推進・積極的な情報提供 <p>つくば市の特徴を活かし、魅力あるまちにするには、行政と市民が知恵と力を出し合い、市民参画のまちづくりをすすめることが必要です。そのためには市の情報公開を進め、市民が行政の実情を把握することが欠かせません。</p> <p>市では19年度から市民協働ガイドラインの策定に取り組んでおり、これまで各部署の担当者の経験に頼ってきた市民協働について、行政にも市民にも根拠となるガイドラインができることで、市民協働の仕組みづくりが前進するものと期待しています。</p> <p>1. 初期段階からの市民参画と市民協働のさらなる推進をすすめるために、以下の点を提案します。</p>	

- 1) 行政立案への市民参画の促進（審議会、懇談会等への市民委員の公募、ワークショップ、意見交換会などの開催）

（政策審議室）

つくば市は、様々な知識や技能、経験などを有する人材が豊富であり、こうした方々に行政施策の企画立案の段階から関わっていただく、市民参画、市民協働のまちづくりを進めています。

- 2) 市民協働ガイドラインの確実な実施

（市民活動課）

市民協働ガイドラインは、本年度に完成する予定であり、本ガイドラインに基づき市民協働によるまちづくりを推進します。

- 3) 市民協働の専門窓口の設置

（市民活動課）

市民協働を推進するための専門窓口の設置については、ガイドラインに基づき推進します。

- 4) 新庁舎建設に伴う旧庁舎利活用の際に、市民活動センターを拡充し、男女共同参画センター、子育て支援センター、市民活動支援センター、青少年センター、福祉交流センターなどの機能を持たせる。

（市民活動課）

旧庁舎利活用に伴う市民活動センターの移転については、更なる社会貢献活動を支援し、市民協働の推進を目指して十分な協議を重ね検討します。

- 5) 地域の拠点、市民交流の拠点として公民館のあり方を見直す。

（生涯学習課）

公民館が地域・市民交流の拠点になるということは十分認識しており、今後の在り方については既に検討を始めております。

2. 積極的な情報提供のために以下の点を提案します。

- 1) わかりやすく必要な情報にたどり着きやすいホームページへ改善をすすめる。

- ①検索しやすいホームページにする。

- ②最新情報を速やかに公開する（施策の変更、会議録等）

- ③情報をアップした日付も掲載する。

- ③より使いやすいホームページへ、市民からモニターを募り、利用者の立場の意見を改善に活かす。

（情報システム課）

検索しやすいホームページにつきましては、平成20年4月1日のつくば市ホーム

ページリニューアルにあたり、新しいホームページの目標像を「情報を求める側、発信する側、双方にとって使いやすい分かりやすい身近なホームページ」として定め、総務省が地方公共団体に対して求めるウェブアクセシビリティのレベル確保、目的の情報までのたどり着きやすさの向上、デザイン・操作性及び表記方法を統一してホームページ全体の一貫性を維持し使いやすさを向上させることを重点3項目として、リニューアル業務を行いました。今後も引き続き、使いやすいホームページの運営に努めてまいります。

最新情報のアップにつきましては、従来同様に担当各課がページを作成し、ホームページに掲載する方式を採って速報性を確保していますが、その際に最近のニュース欄にも掲載することでアップ日をお知らせすることができます。

従いまして、最近のニュースを活用しながら、速報性とアップ日の掲載の徹底を図ってまいります。

使いやすいホームページにつきましては、リニューアル後のホームページにおいて、利用者のご意見をお聞きするためホームページ上でアンケート調査を実施しましたが、今後も随時、実施することや直接メール等で寄せられるご意見を参考に情報の受発信双方にとって使いやすいホームページづくりに努めてまいりたいと思います。

2) 行政情報の積極的な公開をすすめる。

①審議会等公開条例の制定

(総務課)

審議会等の会議の公開につきましては、平成19年度から施行している「つくば市会議等の公開に関する指針」により会議開催状況の公表、公開方法、資料の閲覧や配布、会議録の作成等について定めています。

本指針の適正な運用により、今後も一層の会議公開制度の推進を図っていきたいと考えています。

②審議会の議事録をすべてホームページで公開

(総務課)

審議会等の議事録の公開につきましては、「つくば市会議等の公開に関する指針」によりホームページでの公表を進めています。

③決算、予算資料（予算の途中経過を含めて）をホームページで公開

(財政課)

現在市ではホームページにおいて、財政情報として健全化判断比率の状況、決算・予算の状況などの財政資料を掲載し、広く市民の皆様にご公開しております。また、予算書、決算に関する冊子等につきましては、図書館や担当課等で閲覧が可能です。

この「冊子及び資料等」のホームページ上での公開ですが、9月定例会一般質問において答弁させていただきましたように、ホームページでの掲載に当たっては、その情報量や電子データにした場合の見易さなどについて、解決しなければならない課題がございます。ご提案いただきましたことにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

また、今後とも財政情報の公開につきましては、見やすく分かり易い情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

④行政資料のホームページへの掲載

(総務課)

行政資料のホームページでの公開につきましては、データが存在するものにつきましては、可能な範囲でホームページへ掲載しています。

3) 議会の情報提供をすすめる。

①議会のインターネット中継

(管理課)

市民に信頼され、開かれた議会にしていく上で、市議会情報を迅速に市民の皆様へ提供できるインターネット中継の必要性は、十分認識しておりますので、今後検討していく課題と考えております。

②各議員の賛否を議会報で公表

(管理課)

現在の表決は、議長が起立された議員の人数を確認して可否を宣告すると会議規則で定められています。現時点では議会報での公表は、今後の課題と考えております。

③議案をホームページで公開

(管理課)

議案書の取りまとめは総務部総務課が担当しておりますが、今後、関係部局で検討をしていくべきものと考えております。

街なみづくり・安心なまちの推進

つくば市の街なみは学園都市の公務員宿舎売却、TX開通、圏央道開通により大きく変化し始めています。市は景観条例、景観計画を制定し、市内全域において良好な景観を積極的に守り、つくっていくことを宣言しました。良好な景観の醸成には各地域の市民の協力が不可欠です。そのためにまず、長期展望に立ったまちづくりのビジョン（市内各地域の魅力を活かしながら、どのようにつくば市全体として魅力あるまちにしていくか、まちづくりの優先度、再開発において今後に残すべきものは何か）を行政と市民がともに考える作業が必要と思われます。

また、安心して暮らすために、災害時に対する危機管理体制を整えることも必要です（特に、新たに増加したマンションや住宅、それに伴う人口増に対する災害時の対応、避難場所となりうる公共施設の耐震化、多くの研究機関等の安全確保）。

そこで取り組むべき施策として、以下の点を提案します。

1) まちづくりに関する条例などの説明会を地域で行い、市民と行政がまちづくりを協働できる基礎をつくる。

(都市整備課)

現在進められているつくばエクスプレス沿線開発や首都圏中央連絡自動車道などの大規模プロジェクトによる都市整備や市街地、集落等の生活環境整備を進め、「豊かな自然」と「高度に集積した科学」が調和した「田園都市つくば」を市民との協働により創り上げていくことを都市計画マスタープランの基本理念としております。

市では、この基本理念に基づいた市民と行政がまちづくりを協働で行なう仕組みづくりに着手したところであります。

2) 公務員宿舎跡地問題について意見交換会を開催する。

(研学地区整備推進課)

国家公務員宿舎跡地処分については、財務省の所管であり、つくば市が意見交換会を開催する予定はございません。

3) 担当課の縦割り業務を超える「まちづくり」の窓口で、市民の相談を受けたり、専門的なアドバイスをする。

(都市整備課)

専門的な相談窓口の設置につきましては、つくば市の特性を踏まえた「まちづくり」に関する総合的な支援制度の一環として検討してまいります。

4) 公務員宿舎売却によるゆとりある街並みの激変を防ぐため、一定以上の規模の再開発において、新たにセットバックや敷地内緑地、あるいは地域でのオープンなパブリックスペースの確保基準を設ける(公園緑地、里山、つくば独自の緑地比率の確保)。

(都市整備課)

研究学園都市は概成から30年以上が経過し、つくばエクスプレスの開業、国の研究機関等の独立行政法人化、公務員宿舎廃止など社会情勢は変換期を迎えております。

つくば市では、これらを踏まえ、つくばの特性を活かした魅力づくり、賑わいと活力あるまちづくりを目指して、現在「つくばの新たなランドデザイン」の策定に向け検討を行なっているところで、結論を得て具体的な施策に取り組んでまいります。

5) 歩行者・自転車利用者の安全確保

①歩道の確保をする(特に通学路)。

(道路課)

市中心地区については、歩道、横断歩道、歩行者用信号機が設置されており、通学児童、生徒の安全確保は図られておりますが、周辺地区は通学路においても歩道の未整備な道路があります。歩道の整備にあたりましては、用地の手当が必要になり、地元の要望も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

②歩道の段差解消をすすめる。

(道路課)

歩道の段差解消につきましては、横断歩道設置や道路の改修等に併わせ実施している状況です。しかしながら、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）等も施行されていることから、今後計画的な改修を検討していかなければならない課題と考えております。

③自転車利用者へ交通ルールの徹底をすすめる。

(生活安全課)

つくば市では、交通安全教育指導員により市内の児童生徒を対象に交通安全教室を開催し、自転車利用ルールの指導をしております。また、防犯サポーターによる遊歩道での巡回指導も併せて実施しておりますので、今後も交通安全意識の啓蒙啓発に努めてまいります。

④自転車利用を安全に進めるための道路、駐輪場の整備

(都市整備課)

平成20年4月現在つくば駅周辺の自転車駐車台数は、つくば駅中央自転車駐車場外9施設で約2,200台分確保しております。今後、つくば駅周辺において陸橋下などの空間を活用し約1,100台分を計画的に整備して参ります。

平成20年度は、中央図書館前に約250台分の路上自転車駐車場を整備し、平成21年度については、つくば駅前広場及びセンター広場内に約210台分の自転車駐車場の整備を計画しております。

また、TXつくば駅を除く3駅（研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）高架下自転車駐車場は、平成20年9月現在約800台分の駐車台数を確保しております。今後、3駅高架下に約940台分を計画的に整備してまいります。

平成21年度は、研究学園駅西自転車駐車場約164台分の自転車駐車場の増設を計画しております。

6) 災害時の避難所の見直しをすすめ、誘導情報や緊急時の体制の周知をすすめる。

(生活安全課)

災害対策基本法第42条及びつくば市防災会議条例第2条の規定により、つくば市地域防災計画を平成19年2月修正版にて、避難所・誘導情報や緊急時の体制が定められており、この地域防災計画を基に適切な対応を実施することになります。

7) 公共施設の耐震診断結果を公開し、早急な改善をすすめる。

(建築指導課)

市が所有する公共施設の耐震診断結果については、順次公表する方針です。

次に、施設の耐震改修についてですが、「つくば市耐震改修促進計画」に基づき計画的に実施します。特に避難所となる施設に関しては優先的に取り組んでまいります。

8) 大学・研究機関等の安全確保の確認を徹底し、情報を公開する。

(政策審議室)

つくば市では市民の安全確保はもとより研究機関の研究成果を地域社会への貢献

や教育などに役立てていただくための基本協定の締結を進めております。去る6月には独立行政法人産業技術総合研究所と基本協定を締結しました。現在特殊災害にかかる個別協定について協議しております。また、その他の研究機関にも協定締結に向け働きかけを行っております。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

市ではつくば環境スタイル計画を制定し、2030年CO₂ 50%削減を目標に取り組むことを宣言しました。この計画を積極的に推進し、環境にやさしい・人にやさしいまちづくりをすすめていくために以下の点を提案します。

1) つくば環境スタイル計画の積極的な推進

- ・市民協働ですすめる（環境都市推進委員会各分科会への市民委員の公募，ワークショップ・意見交換会の開催など）
- ・エネルギー削減の目標を共有化（市民全体，事業所，研究所，大学などのエネルギー使用量把握，削減計画づくり）する。
- ・科学技術を活かしたエコタウンづくり（自然エネルギー，省エネ技術）
- ・環境ファンドをつくる。
- ・エコドライブを推進する。
 - ①職員でエコドライブを実施する（CO₂削減効果を実施前と比較し，公開）。
 - ②市民にも参加を呼びかけ，市としてのCO₂削減量を積み上げる。
- ・全市対象のノーマイカーディの実施
 - ①毎月1回，住民・事業所・研究所・大学などに呼びかける。
 - ②参加状況の集計，広報を行う。

（環境都市推進室）

つくば環境スタイルで取り上げられた各施策については，環境都市推進委員会の協力のもと，行動計画の策定に着手しております。

ご提案の施策などについては，行動計画策定作業及び策定後の実施過程において具体化に努めてまいります。

2) ゴミ減量に向けて

①分別の徹底（資源化率を上げる）をすすめる。

とくに事業所ゴミ分別のさらなる徹底（事業所への訪問，クリーンセンター搬入検査，事業所立ち入り調査の実施）

（リサイクル推進課）

ごみ分別の啓発を行い，資源化率の向上を目指していきます。なお，事業所ごみについては，事業所からの減量計画の提出やクリーンセンターにおいての搬入実地検査などを引き続き実施してまいります。

②給食残渣の堆肥化

（健康教育課）

市では，環境問題に積極的に取り組んでいます。給食残渣の問題についても，各

家庭から出る生ゴミと併せ、全市的な事業として検討してまいります。

③公園管理で発生する伐採枝や落ち葉、芝、畜産廃棄物などの有効利用をすすめる（堆肥化、バイオマス化などの検討をすすめる）。

葉刈り芝につきましては、そのほとんどが生産者により焼却処分されているのが現状です。

焼却以外の方法としては堆肥化等の方法が考えられ、それらに関する研究が様々な分野で行われておりますが、いまだ安定的な技術開発には至っておりません。焼却以外の簡易的な処理方法が確立されていないのが実情です。

つくば市は全国一の芝生産地でもあることから、葉刈り芝の有効活用については、今後も生産者や芝関連団体等と連携を取りながら検討していかなければならない課題と考えております。

堆肥化、バイオマス化などにつきましては、今後検討してまいります。

落ち葉については、既に一部の公園で堆肥化し利用されていますが、今後、伐採枝、芝の有効利用についても検討してまいります。

④家庭・事業系生ゴミを資源として活用できる方法の検討をすすめる。

（リサイクル推進課）

生ごみの処理につきましては、堆肥化やガス化などが考えられますが、多くの課題もありますので、引き続き検討してまいります。

⑤ゴミ収集法の見直し（コンテナ回収の導入など）をすすめる。

（リサイクル推進課）

よりよい収集方法について検討をすすめていきます。

⑥一般廃棄物減量等推進審議会への市民委員の公募をする。

（リサイクル活動やごみ減量に取り組んでいる市民の参加）

（リサイクル推進課）

審議会委員の人選については更なる検討を加えていきます。

3) 交通施策の見直し

①つくばスの見直しに当たり、路線バス、デマンドタクシー、マイカーの乗り合わせなど地域のニーズに合わせた施策を合わせて検討する。その検討を市民参加ですすめる（ワークショップを数回開催するなど）。

（都市整備課）

地域のニーズに合わせた施策に関しましては、今年度から実施している公共交通検討調査の中で現況や課題等を把握しながら検討してまいります。また、アンケート調査実施や、各地域のご意見等をいただける場を同調査の中で設けていく予定です。

②筑波山など森林保護の側面から、公共交通網は無公害車両を積極的に採用する。

（都市整備課）

公共交通への低公害車両導入につきましても、環境配慮、普及状況、費用対効果等を踏まえながら検討してまいります。

安全、安心な食と農業の推進

農業の果たす役割は食糧の確保と共に、環境保全の面からもたいへん重要となっています。また、安全な食材を求める消費者の需要も高まっています。つくば市では特別栽培やエコファーマー制度を奨励し環境に優しい環境を汚さない農業を推進しており、このことを評価しさらなる推進を望みます。さらに地域の特性を活かした環境保全型の農業として国の有機農業推進法にのっとり、生産者だけでなく消費者も対象にした有機農業の推進に取り組んでいくことを提案します。

1) 環境保全型農業の推進

減農薬栽培に取り組む農家の実態把握、公表

地産地消をすすめるため、給食への地場産農産物の積極的な活用

(農業課)

食の安心・安全に対する消費者ニーズが年々高まっております。市としましては、環境にやさしい農業として、化学肥料や農薬を慣行農業の半分以下に抑制した特別栽培の推進や、茨城県が認定しているエコファーマーの育成に努めているところであります。また、特別栽培推進の一環として、有機資材購入の助成も行っております。

特別栽培等に取り組んでいる農家については、市としても把握しておりますが、認証機関が県であることから、公表の可否等につきましては、個人情報保護等の関連もありますので、県の判断または県との調整が必要になるものと思われま

す。地場農産物の学校給食への提供につきましては、平成15年度から実施しており、今年度の桜地区で一巡します(各年度1地区ずつ実施してきました)。来年度以降は、食材の提供時期や回数、種類、量、生産者との交流、学校側の希望等を考慮し、どのような方法での実施が効果的なのか、これまでの内容を検証しながら、地産地消を推進していきたいと考えております。

2) 有機生産者の実態把握と連絡会の設置

3) 有機農業に親しみ、技術、情報を交換する場としての有機農園、直売所、レストランなどの複合施設の設置または誘致(例:JA全農いばらきのポケットファームときとき)

(農業課)

有機農業については、消費者にしても生産者にしても、理解がまだ十分とはいえない状況にあることから、有機農業に関する知識の普及及び啓発のため、市内で開催される研修会や講演会等への積極的な参加を呼びかけ、農業者と消費者の理解の増進に努めております。

最近では、平成19年2月に開催された「第17回全国合鴨フォーラム茨城大会」(於:つくば国際会議場)、有機農業推進法制定に関わったツルネン・マルティ氏による「有機農業推進法講演会」(平成19年6月開催)が市内で開催されており、つくば市も後援しています。

しかしながら、有機農業は病害虫などによる品質の低下や収量の減少等の問題を抱えており、市内においてはごく一部の農家の取り組みにとどまっているのが現状です。一方、食の安全・安心に対する消費者ニーズが年々高まっており、市としては、環境にやさしい農業として、化学肥料や農薬を慣行農業の半以下に抑制した特別栽培の推進や、茨城県が認定しているエコファーマーの育成などに努めております。

現在、特別栽培推進の一環として進めている有機資材の助成は214haに達し、また、エコファーマーの認定者は390人（平成20年6月現在）となっております。今後も、エコファーマー制度や特別栽培を導入しやすい環境づくりに努めるとともに、有機農業については、当面、安定的な技術開発の状況や取り組み事例の把握など、情報収集に努めてまいります。

福祉の充実

障がい者も高齢者も、子どもも、おとなもすべての人が安心して自分らしく暮らし続けることができるまちにすることが必要です。そこで、取り組むべき施策として以下の点を提案します。

1) 福祉相談窓口の改善

- ①仕組みが複雑で多岐に渡る福祉サービスを、当事者や家族が効果的に利用できるよう、わかりやすい情報提供や手続き援助を行える相談窓口にする。
- ②旧庁舎廃止後に設置される各窓口センターに相談窓口を設け、福祉の手続きが行えるようにする。

(障害福祉課)

福祉相談コーナーは保健福祉部においてワンストップサービスを基本として窓口相談を実施しています。このほか来庁が困難な方には電話相談や訪問相談を実施しております。相談支援事業の中での成年後見制度利用支援事業が今年度開始したところでございます。今後住居支援事業や生活支援事業の推進を図ります。また個別の相談内容については関係各課又は関係機関に連絡調整を行なうなど、当事者や家族の負担にならないような支援について努力を重ねている状況でございます。情報提供につきましても、福祉ガイドブック等については、現在障害者自立支援懇談会において検討中でございますので、更に改善を図りながら充実させてまいります。旧庁舎廃止後に設置される各窓口センターに相談窓口を設け福祉の手続きが行なえるようにとありますが、新庁舎建設後の地区窓口機能のあり方については検討中であり、福祉部門として別途調整を図ってまいります。

2) 福祉を必要とする者の情報を積極的に集めるための施策をすすめる。

地域が持っている地域力や人的力の活用を進め、市と連携するための施策を整える。

(社会福祉課)

年々多様化する福祉需要に対し、民生委員や児童委員、各種福祉団体、ボランティア

ィア、個人、行政などによる地域福祉ネットワークの構築を図るとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障害者等に対し、最適かつ効率的な福祉サービスが提供できる身近な地域を基本としたまちづくりを推進してまいります。

また、NPOやボランティアなど、地域福祉を支える人材の育成・支援を図り、市民と行政の「協働」による市民主体のまちづくりを推進してまいります。

3) 障がい者福祉

①障害者自立支援法における支援事業者の実態調査

・雇用条件の実態

雇用形態（正社員か非正規雇用か、社会保険、勤続年数、給与形態、業種別平均給与等）

・介護士の質（資格の有無など）および人数が利用者のニーズに対して充足しているか

・利用条件および利用状況の実態

②事業者に対する独自支援

実態調査の結果を踏まえ、必要な対策を講じる。

- ・多様なサービス内容が確保できるよう事業者への指導、援助を行う。
- ・活動場所、移動手段などの援助を行う。

③独自支援サービスの設置

現状で不足していると考えられる支援サービスに関して以下のような施策を実施し、障がい児・者のよりよい生活の質を維持する。

- ・18歳未満の障がい児に対するサービス（放課後デイケア、ショートステイなど）の受け皿を増やし、誰でも利用できるようにする。
- ・医療的ケアの必要な障がい児・者に対するデイケア、ショートステイなど、医療機関による支援が必要なサービスの実現を医療機関に働きかける。
- ・各障がい者センターに配置されている理学療法士、作業療法士、言語療法士による生活相談を年齢、障がい区分にかかわらず受けられるようにする。
- ・障がい状況の改善や二次障がいの防止に必要なリハビリが複数の医療機関にまたがっている場合でも、利用者のニーズに応じて対応できるようにする。

④個人負担額の軽減措置について

特別措置が終了する平成20年度以降も、低所得者への軽減措置を引き続き行う。

(障害福祉課)

市の事業所への指導につきましては、障害者自立支援懇談会において、就労支援部会、相談支援体制・生活支援サービス部会、事業者部会の3分科会を立ち上げ更に細部の改善を目指しているところです。独自支援サービスにつきましては、学齢児の児童デイサービス事業が3年の経過処置を経て消滅することになり、教育や児童部門を交えて対策を協議しているところです。医療的ケアのある空床利用の障害児短期入所もまもなく調整がつきそうです。また、個人負担額の見直しは本年7月に該当者全員に配布し、希望者には全員処理を行いました。

⑤障がい者の雇用促進

(障害福祉課)

障害者の雇用促進につきましては、障害者自立支援懇談会においても障害者の雇用について協議を重ねているところでございます。就労を希望する人の就労移行支援事業においては、茨城障害者雇用支援センター及び市内事業所に現在26名が利用登録をしております。

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、養護学校等関連機関と密接な連携を図りながら雇用促進を進めてまいります。

4) 高齢者福祉

①高齢者世帯において、援助の手を必要としていないか積極的な把握をすすめる。

(高齢福祉課)

地域包括支援センターにおいて、地域相談窓口としての在宅介護支援センターを活用して要援護高齢者世帯の実態把握調査を実施しています。さらに、在宅介護支援センター、民生委員医療機関、介護保険事業者等のネットワーク（地域包括ケアネットワーク）を構築し、要援護高齢者の早期発見・見守りを進め、支援が必要な場合はケアチームを形成して支援しています。また、民生委員の協力によってひとりぐらし高齢者台帳を整備しています。

②地域コミュニティで高齢者をささえる施策の検討をすすめる。

(高齢福祉課)

高齢者が24時間住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、見守りを必要とする高齢者一人ひとりに、安否確認、緊急時の対応、食事の援助、生活援助、相談支援などの見守りサービスを提供する体制を確保することが重要な課題となっています。本年策定された「茨城県地域ケア体制整備構想」では、地域包括支援センターが中核となって、行政、家族、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、高齢者どうし、地域住民、ボランティア、NPO法人、民間事業者など様々な関係者による見守りのネットワークづくりを進めるとともに、ITを活用し、夜間や緊急時にも対応できる包括的な見守り体制を構築していくことを提言しており、地域包括支援センターの機能強化をはかる中で、検討を進めていきます。

5) 児童福祉

①母子家庭や父子家庭、一般家庭において子どもが援助の手を必要としていないか積極的な把握をすすめる。

②母子家庭や父子家庭に必要とされる援助を確認し、対応をすすめる。

③母子家庭、父子家庭の母親、父親への精神的な支えや相談をすすめる。

(こども課)

子育ての不安や悩みの相談窓口として、こども課内に「家庭児童相談室」で相談事業を実施しております。その他、「つくば市要保護対策地域協議会」を設け、関係機関と連携し、児童への虐待等の早期発見に努めております。今後とも、子育て支援システムや市報等を活用するなど、相談し易いように努めていきます。

④低所得者への奨学金制度の創設

(こども課)

奨学金制度につきましては、現在、茨城県及びつくば市において実施しております。その他、茨城県等において、それに類する「生活福祉資金貸付制度」「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」「母子寡婦福祉資金貸付制度」等の事業があります。利用者が目的にあわせて利用できるように広報紙等を通して周知に努めてまいります。

健やかに育つ環境づくり

すべての子どもがその子らしくいきいきと心豊かに成長していけるように、生命の基本である食を大切にすること、家族や地域の人々との温かい交流を図ること、読書によって人の心を推し量る想像力や考える力を身につけること等を進めていく必要があります。そこで、取り組むべき施策として以下の点を提案します。

1) 先生が子どもに向き合える環境を整える

少人数学級の実現：現行の40人学級（小1では35人学級）から30人学級へ地域の人材を活用する（地域の大人、退職教員、大学生など）。

(指導課)

少人数指導を目指して、今年度、少人数加配教諭が小学校に28名、中学校に34名、そして県ののびのびいばらきっ子プラン事業による小学校1、2年生の学級への加配が6名、それからTT非常勤講師が13名、計81名配置されており、全51校すべての学校で少人数指導が実施されております。国語や算数等の授業において、1学級を2分割するなどの少人数指導や1学級を2名の教員が指導するティーム・ティーチングが行われており、児童生徒の学力向上に大きな成果を上げております。

また、少人数学級につきましては、評価や安全確保、発達段階をふまえた指導などを考えますと地域の大人や大学生など免許状をもっていない人材を活用することは難しい状況であり、現状の配置で今後も考えていきたいと思っております。

2) 学校給食の見直し・改善

①給食センターの老朽化、建て替えの時期や春日地区新設校建設を機に、自校式給食の導入を検討する。

(健康教育課)

今年度、給食センターの老朽化やTX開通に伴う人口の増加に対応するため、給食センター整備基本計画を策定中です。この中で、つくば市にふさわしい給食のあり方を検討してまいります。現在、全ての給食をセンター方式で実施し良好な運営がおこなわれており、基本的にはセンター方式を考えております。

②農薬・添加物・遺伝子組み換えに関する監査基準を作成する。

(健康教育課)

現在、国・県等において基準が各々定められ、食品が流通しています。昨今、食品の安全に関する報道が国民の注目を集めています。給食の食材確保についても、

なおいっそう注意を払い、子供たちに安全・安心な給食を提供してまいります。

③地元生産の米，野菜，果物の使用をよりいっそう拡大する。

(健康教育課)

給食用の米については，地元JAの全面的な協力により，平成10年度から100%地元産コシヒカリを使用しています。また，野菜・果物についても，茨城県内産を含めた地元産使用割合は，平成19年度42%に達しています。今後も，栄養価が高く一番おいしい旬の時期を中心に，地元産野菜の活用に努めてまいります。

④食育を推進する。

(健康教育課)

平成18年度から始まった茨城県の「心と体を育む食育推進事業」の中で，つくば市では，平成19年度は谷田部中学校，平成20年度は小田小学校において，栄養教諭を中心に食育モデル事業を展開しています。今後も，学校給食を教材とした食育の推進に努めてまいります。

⑤給食残渣を利用する生ゴミリサイクルのモデル事業を導入する。

(健康教育課)

各家庭から出る生ゴミと併せて，全市的な事業として検討してまいります。

3) 学校図書館の充実

①司書教諭や司書教諭補助員の研修をすすめる。

(指導課)

今後も教科の研修に抱き合わせをしながら，有効な研修に努めていきたいと考えております。

②大型校における学校図書館の司書教諭補助員専任配置に続き，18クラス以上の中規模校においても段階的に司書教諭補助員の専任配置を実現し，つくば市全域での学習環境のさらなる充実をはかる。

(指導課)

市内全小学校に対して司書教諭補助員を配置し，司書教諭の補助として，学校図書館の整備を行っています。

③専任司書教諭補助員の職務日数，時間数を児童生徒，職員の毎日のニーズに答えられるように拡大する。

(指導課)

現在の司書教諭補助員の配置及び配置の日数・時間等につきましては，現状の配置を維持し，各学校の様々な問題に対応できるよう研修会や学校訪問を通して学習環境を整えられるよう助言していきたいと考えております。

④中学校への司書教諭補助員の配置を行う。

(指導課)

中学校へ司書教諭補助員の配置は今のところ考えておりません。中学校では，生徒の主体的な特別活動などを充実させ，読書活動等に興味を持って取り組めるよう指導助言していきたいと考えております。

⑤学校図書館資源共有ネットワーク事業の評価を総括し，さらなる活用を図る。

(指導課)

本事業は平成18年度に修了した事業であります。使用している学校の声を聞きますと、便利になったという声がある反面、使いづらく図書の返却処理に時間がかかり、バーコードラベルの印刷に苦情がでるなどよい意見ばかりではありません。本システムが有効に活用されるよう今後も指導助言に努めていきたいと考えております。

4) 特別支援教育の充実

①関係各機関による連携の仕組みをつくる

(指導課)

特別支援教育においては、関係各機関との連携をしながら進めていくことが重要です。関係各機関として考えられるのは、行政、教育、医療・保健、福祉、研究機関などがあります。児童生徒が在籍する学校を中心として、次のように現在いろいろな連携がなされています。今後もさらに連携を充実させていくことが大切と思われます。

○行政機関との連携

市教育委員会では、福祉・保健関係等各課と連絡を取り合い連携した取り組みができるようにしています。また、他市町村教育委員会と情報交換を行ったり、県教育委員会と連携して研修会や専門家会議の開催などを行ったりしています。

○教育機関の連携

幼稚園から小学校、小学校から中学校へと進学する際には移行支援が大切です。そのためにも学校間の連携がとても重要になってきます。特別支援が必要な児童生徒は特に環境が変わることに敏感です。前の学校でやってきたことを受け継ぎ、障害に関する支援がスムーズにできるよう情報交換をしていく必要があります。

○医療・保健、福祉、研究機関等との連携

市で行っている巡回相談や研修会には筑波大学やつくば養護学校の先生に協力をいただいています。また学校で行っている研修会にも茨城大学、児童相談所、病院等の先生を依頼して実施しているところもあります。また就学相談や巡回相談等の中で、必要に応じてこれらの機関を紹介することもしています。

②整備されている支援体制のメニューを市民に広く周知し、時間をかけて検討・選択ができるようにする。

(指導課)

就学相談など市民に広く知らせるべきものは、ホームページや広報紙に掲載したり、ポスターを掲示したりしています。学校に知らせるべきものは、その都度通知して連携をとっています。今後、地域や家庭に特別支援教育をよく理解していただくために、学校と協力した理解啓発への取り組みをしていきたいと思っております。

③特別支援員の増員

(指導課)

平成19年度から小学校中学校において障害のある児童生徒に対する学校上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の配置事業が全国的に行われる

ようになりました。つくば市は平成12年度から教育補助員配置事業として実施しております。

来年度も今年度と同様に事業を実施する予定ですが、個に応じた指導がさらに充実できるように教職員の研修や巡回相談や就学相談の充実も図られるようにしていきたいと考えております。

5) 多世代交流の居場所づくり

①地域の大人、退職教員、大学生をボランティアとして配置し、勉強、スポーツ、文化活動を通して、地域の大人や異年齢の子どもとの交流を図り、子どもたちに放課後や週末の居場所を提供する。安全管理の面でも親が安心して働ける環境の整備を促進する。

(政策審議室)

ボランティアの募集等を積極的に推進するとともに、地域の子育てに係わる各種団体の連携、自主的な活動支援を図っています。特に、大穂地区では、多世代交流を目的とした大曾根児童館「なかよし館」の開館に伴い、子育て支援に関わる各種団体の連携、情報交換の場として「くすのき会」を結成し、子ども達への声かけ運動など様々な活動が行われています。こうした活動が、学校、児童館、または公民館等を核として、市全体に広がっていくよう環境整備を図っています。

②多世代交流の拠点として各地域の公民館・児童館などを積極的に活用できるしくみをつくる。

(市民活動課)

公民館は、地域の拠点のほか、市民交流や多世代交流などの社会教育を目的として建設されており、現にそのような内容で機能しています。

6) 教育施設の耐震診断結果の公開、早急な改善

(施設管理課)

教育施設の耐震診断結果公表及び耐震改修は、「つくば市耐震改修促進計画」に基づき順次計画的に実施してまいります。

7) 子育て支援

①安心して出産できる環境づくりをすすめる。

出産施設の整備

近隣市町村との連携の充実

産前産後のケア（保健師の訪問、バックアップ体制づくり）

(健康増進課)

出産施設の整備については、茨城県保健医療計画のもと、整備の推進を県と協議しながら検討してまいります。

近隣市町村との連携の充実については、現在里帰りされている出産者への訪問依頼や転入・転出時におけるケース情報の共有などを行っており、引き続きこれらについて連携を取ってまいります。

産前産後のケアについては、妊婦健診の公費負担を現在の5回から14回への拡充を検討し、また、妊婦さん自身及びその家族への教育・相談・訪問と赤ちゃん訪問などの拡充を図ってまいります。

②保育所の充実 待機児童の解消をすすめる。

(こども課)

保育を希望する人が子どもを預けられるように、TXみどりの駅前に低年齢時を対象とした分園の設置等、民間活力による入所枠の拡大を図り、待機児童の解消を進めてまいります。

③子育て時間の確保をすすめる。

育児休業の整備、就業時間の見直しを市内の事業所へ働きかける

(子育て支援室)

仕事と子育ての両立につきましては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、国をあげて取り組んでいるところです。市としましても、産業振興課・男女共同参画室や商工会等と連携しながら、市内の事業所に向けて、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの啓発、国県の両立支援の施策の情報提供などを行ってまいります。

④学童保育の待機児童の解消をすすめる。

(こども課)

学童保育(放課後児童クラブ)に関しては、既存公共施設の利活用等を図り、放課後児童の環境改善に努めてまいります。

男女共同参画

1) 第3次アップルプログラムの推進

(男女共同参画室)

男女が互いに人権を尊重し合い、責任も分かち合いつつ、自らの意思で個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指し、つくば市男女共同参画推進基本計画(つくばAPPLEプログラム 2008~2012)に基づき、男女共同参画のより一層の推進に努めてまいります。

2) 男女共同参画センターを設置する。

(男女共同参画室)

つくば市男女共同参画推進基本計画にありますように男女共同参画に関する学習や情報発信の場、市民交流や相談窓口として拠点の設置に向けて検討してまいります。

3) アップルプログラム全体の進捗状況を評価点検する市民参加の推進体制の充実(推進協議会の設置)をすすめる。

(男女共同参画室)

男女共同参画推進に関する施策の実施状況・実施予定等については、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第9条に基づき、毎年公表を行っております。

現在は、市長の諮問機関として「つくば市男女共同参画審議会」(第3者機関)を

設置しております。本審議会からのご意見を施策に反映させ、男女共同参画の取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

地域コミュニティの充実

1) 地域の拠点、市民交流の拠点、多世代交流の拠点として各地域の公民館・児童館などを積極的に活用できるしくみをつくる。

(市民活動課)

公民館は、地域の拠点のほか、市民交流や多世代交流などの社会教育を目的として建設されており、現にそのような内容で機能しています。

2) 高齢者対策をコミュニティ再生対策の糸口とするための施策の検討をすすめる。

(市民活動課)

コミュニティづくりのために地域内で行われる三世代交流事業等に対し、区会を通して支援できるように検討してまいります。